

## 高額療養費制度見直しに係る周知用リーフレット作成・発送業務仕様書

### 1 件名

高額療養費制度見直しに係る周知用リーフレット作成・発送業務

### 2 印刷物及び数量

印刷物	予定数量
(1) 高額療養費制度見直しリーフレット	248,600 部
(2) 宛名用紙	234,000 部
(3) 送付用窓付封筒	234,000 通

### 3 業務内容及び数量

業務内容	予定数量
(1) 高額療養費制度見直しリーフレット印刷 A4両面カラー、上質70K、別紙1のとおり印刷し、巻三つ折り仕上げ	248,600 部
(2) 宛名用紙印刷 幅210mm×高さ100mm程度の用紙に片面モノクロ印刷、上質70K ※窓付封筒から見える位置に宛名等を印刷する。	234,000 部
(3) 送付用窓付封筒印刷 郵便番号、住所、氏名が確認できる窓付き、洋形0号、別紙2のとおり ※被保険者数確定後、余剰分は委託者へ納品する。	234,000 通
(4) 封入封緘作業 (1)及び(2)を、(3)に封入封緘する。	234,000 件
(5) 納品作業 別紙3「納品先一覧」のとおり、指定の箇所に納品する。 ※被保険者数確定後、余剰分は別紙3の数量に按分する。	14,600 部

※(1)は委託者が提供するデータ(PDF形式)により印刷する。

※(2)及び(3)については、被保険者数分のみ作成する。送付先情報については、7月上旬に受託者へ提供するものとする。

#### 4 受託条件

- ①受託者は、個人情報の取扱いを行う印字作業について、財団法人日本情報処理開発協会の認定するプライバシーマークの認証など、個人情報保護や対策を目的とした公的機関の認定・認証等の資格に関する写しを契約までの間に提出すること。
- ②受託者は、本委託業務の履行に当たっては、青森県後期高齢者医療広域連合条例及び本委託業務に係る法令を十分に遵守すること。
- ③受託者は、本委託業務の履行により知り得た委託業務の内容を一切第三者に漏らしてはならない。
- ④受託者は、委託者から提供を受けたデータ等については、契約期間終了まで厳重に保管し、業務の履行上不要となった時点で遅延なく返還すること。
- ⑤受託者が、自ら作成したデータ等については、業務の履行上不要となった時点で、委託者の立会いのもと、確実な方法をもって消去し、又は廃棄しなければならない。
- ⑥受託者は、本委託業務に関するデータ等を他の目的に使用してはならない。
- ⑦データ等の收受は、青森県後期高齢者医療広域連合事務局（青森市新町二丁目4番1号 県共同ビル1階）にて行うものとする。
- ⑧受託者は、個人情報保護に細心の注意を払うこととし、情報の漏えい等が発生した場合は、直ちに漏えい等を防止する措置を講じるとともに、直ちにその状況を報告し、委託者の指示を受けること。

#### 5 委託者の提供するデータ形式

- ①データ形式は、CSVファイルとする。
  - ②使用するフォントについては、「K A J O \_ J 入力システム後期高齢者医療広域連合電算処理システム対応版」に含まれるフォントとする。
  - ③提供する際の文字コードは、次のとおりとする。
    - ア 半角英数文字・カナ・・・エンコードUTF-8
    - イ ひらがな・カナ・・・エンコードUTF-8
    - ウ 漢字（外字含む）・・・エンコードUTF-8※コード体系・・・UCS2のコード領域を使用し、住基ネット統一文字コードに準じた体系。
  - ④外字については、Windowsの標準外字とし、住基ネット統一文字コードに準じた体系(21,039文字)の範囲外となる外字について、私用領域(6,400文字)に対し当広域連合がコード化したものを使用する。
  - ⑤フォントデータの提供については、次のとおりとする。
    - ア 内字・・・住基ネット統一文字コードに準じた体系(21,039文字)については、受託者において入手する。
    - イ 外字・・・上記範囲外となる私用領域(6,400文字)については、委託者がコード化したものを提供する。
  - ⑥提供する際の媒体については、CD-Rに格納し、提供する。
    - ア 媒体・・・700MB
    - イ 媒体フォーマット・・・Joliet
    - ウ ボリューム名・・・任意
  - ⑦フィールド区切り記号(、:カンマ)、テキスト区切り文字(" :ダブルコーテーション)を用いたデータ構造とする。
- (例) "HK\_YMD","ATN\_ZIP\_CD","ATN\_AD2\_KJ"  
"令和8年5月1日","030-9999","青森県青森市"  
"令和8年5月1日","030-0000","青森県弘前市"

## 6 納入期限

令和8年8月7日（金）

## 7 その他

- ①本委託業務は、成果品を郵便局へ引き渡すまでを一括して委託するものとする。
- ②郵便局へ引き渡す際には、当広域連合職員が立ち会うものとする。
- ③郵便局への引き渡し日は、受託者と協議の上決定し、郵便局への手配は委託者が行うものとする。
- ④受託者は、本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上の疑義が生じた事項については、その都度、委託者と協議のうえ処理する。
- ⑤本委託業務は、数量については若干変動することがあるが、その場合の価格の見直しは行わないものとする。ただし、著しい変動がある場合においては、その都度、協議の上、価格の見直しを行うものとする。
- ⑥受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のない項目について疑義があるときは、広域連合と協議の上、業務を遂行するものとする。
- ⑦製品作成について特許等がある場合は、受託者がその責任を負うこととする。
- ⑧受託者は、条例、規則、関係法令等を十分に遵守すること。
- ⑨納入期限より前にテスト品の納品を必要とし、不備があった場合は合格までテストを行うこととし、これに伴う費用は受託者が負担することとする。

# 令和8年8月から 高額療養費制度が 見直されます



## 高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

## 公的医療保険制度の持続可能性の確保

### 高額療養費の上限額が変わります

月単位の自己負担について、将来にわたり制度を維持するため、医療費の伸びや所得に応じてご負担いただきます。ご理解をお願いいたします。

## 長期にわたり治療が必要な方のセーフティネット機能の強化

### 新たに年間の上限額が新設されました

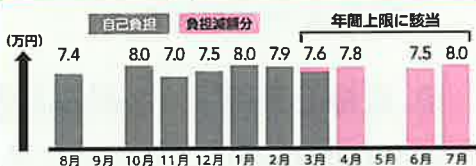
月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間の上限額に達した後は、それ以上の医療費については、保険者から還付を受けることができます。

※年間とは8月から翌年の7月までをさします

年間上限額の新設により、以下の方は医療費負担が軽くなる場合があります。

- これまで「多数回該当」に該当しなかった方
- 見直しにより「多数回該当」の対象から外れる方
- 現在、毎月高額療養費を利用している方
- 極めて高額な医療を受けた方

例：これまで多数回該当に該当しなかった方  
(区分ウ：年収約370万円～約770万円)の場合



## ほかにも負担を軽減する仕組みがあります

- 多数回該当**  
直近12か月以内に3回以上、上限額に達した場合、4回目から上限額が下がります。
- 外来特例 (70歳以上で現役並み以外の方)**  
外来診療だけの月の上限額があります。さらに、年間の上限額が設定され、月ごとの自己負担額が積み上がっても、上限額に達した後は、還付を受けることができます。

上限額は所得等に応じて異なります。詳細は厚生労働省のウェブサイトをご覧ください。

### お問合せはご加入の保険者まで

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合
- 国民健康保険組合
- 各都道府県の後期高齢者医療広域連合
- お住まいの市町村 (国民健康保険担当、後期高齢者医療担当)

なお、今回の見直しの背景等に関するご質問等は、厚生労働省コールセンター

☎0120-617-111

においても承っております。

※対応時間：月曜日～土曜日 9時～18時 (日曜日・祝日・年末年始は休業)

※運用期間：令和6年7月～令和9年3月



詳しくはこちらから

# 高額療養費制度の上限額

(令和8年8月から令和9年7月まで)

※高額療養費制度の見直しは令和8年度と令和9年度の2段階にわけて実施します。

下の表は令和8年8月から令和9年7月までの内容です。令和9年8月以降の見直しについては、厚生労働省ウェブサイトをご参照ください。

適用区分		年収目安	入院+外来【月額上限】 (世帯ごと) (多数回該当)	入院+外来【年間上限】 (世帯ごと)	外来 (個人ごと) ※70歳以上のみ
70歳未満	70歳以上				
区分ア	現役並みⅢ	約1,160万円～	270,300円+1% <140,100円>	1,680,000円	—
区分イ	現役並みⅡ	約770万円～ 約1,160万円	179,100円+1% <93,000円>	1,110,000円	—
区分ウ	現役並みⅠ	約370万円～ 約770万円	85,800円+1% <44,400円>	530,000円	—
区分エ	一般Ⅰ・Ⅱ	～約370万円	61,500円 <44,400円(※1)>	530,000円(※2)	月額上限 22,000円 (年間上限 21.6万円)
区分オ	—	住民税非課税 【70歳未満】	36,900円 <24,600円>	290,000円	—
—	住民税 非課税世帯Ⅱ	住民税非課税 【70歳以上】	25,700円 <24,600円>	290,000円	月額上限 11,000円 (年間上限 9.6万円)
—	住民税 非課税世帯Ⅰ	一定所得以下 (年金収入約80万円以下など) 【70歳以上】	15,700円	180,000円	月額上限 8,000円

※1 年収約200万円未満である者は、令和9年8月以降、多数回該当の金額が引き下がる(44,400円→34,500円)。

※2 年収約200万円未満であることが確認できた者は、年間上限41万円を適用し、令和9年8月以降に償還払い。

## 高額療養費制度の見直しに係る Q&A

### Q. 8月から医療機関の窓口で支払う医療費が増えるのですか？

A. 窓口で支払う医療費は、その月にどのくらい医療を受けるか、そしてその月の医療費が上限額に達するかどうかによります。

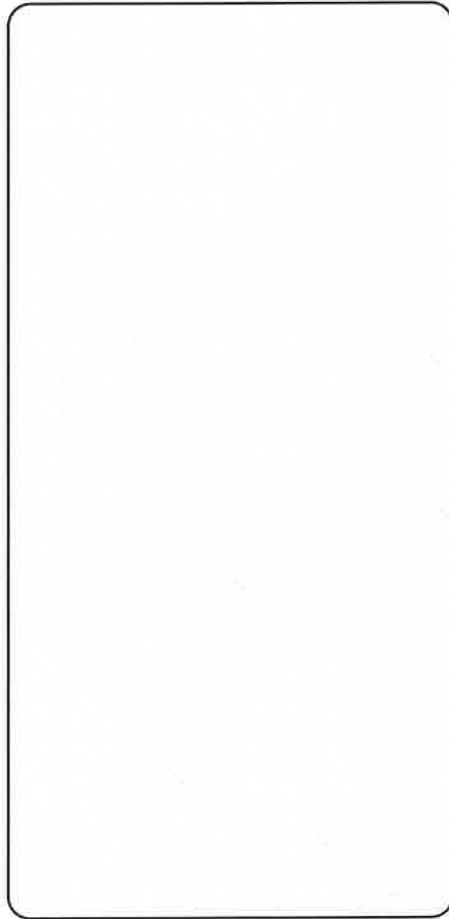
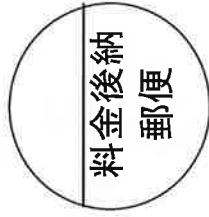
### Q. 自身の適用区分はどのように確認できますか？

A. どの適用区分に該当するかは、マイナポータル、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等でご確認いただけます。

### Q. 高額療養費の支給を受けるには、どうしたらいいですか？

A. 原則、マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関を受診する際、手続きなしで高額療養費の適用を受けられます。マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書(任意記載事項あり)又は限度額適用認定証等をご用意いただくか、保険者に申請を行う必要があります。(ただし、75歳以上の方は、2回目以降は申請がなくても自動的に口座に振り込まれます。)

なお、年間上限額を超えた部分については、一旦医療機関の窓口でご負担いただき、保険者から償還払いにより支給されます。



**青森県後期高齢者医療広域連合**

〒030-0801  
青森県青森市新町二丁目4番1号  
(青森県共同ビル1階)  
TEL 017-721-3821(自動音声案内「2番」)  
FAX 017-723-1401

**高額療養費制度見直しのお知らせです。**

必ず開封してご確認ください。

## 納品先一覧

	郵便番号	住所	部数
1	青森市	030-0801 青森県青森市新町一丁目3番7号	3,600
2	弘前市	036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1	2,100
3	八戸市	031-8686 青森県八戸市内丸1丁目1番1号	3,000
4	黒石市	036-0396 青森県黒石市大字市ノ町2-1	300
5	五所川原市	037-8686 青森県五所川原市字布屋町41番地1	500
6	十和田市	034-8615 青森県十和田市西十二番町6-1	600
7	三沢市	033-8666 青森県三沢市桜町1-1-38 国保年金課高齢者医療係	300
8	むつ市	035-8686 青森県むつ市中央1丁目8-1	500
9	つがる市	038-3192 青森県つがる市木造若緑61-1	300
10	平川市	036-0104 青森県平川市柏木町藤山25-6	300
11	平内町	039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63	100
12	今別町	030-1502 青森県東津軽郡今別町大字今別字今別167	50
13	蓬田村	030-1211 青森県東津軽郡蓬田村大字阿弥陀川字汐干126-1	50
14	外ヶ浜町	030-1393 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2	100
15	鱒ヶ沢町	038-2792 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字鳴戸321番地	100
16	深浦町	038-2324 青森県西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢84-2	100
17	西目屋村	036-1492 青森県中津軽郡西目屋村大字田代字神田57	50
18	藤崎町	038-3892 青森県南津軽郡藤崎町大字西豊田1-1	100
19	大鰐町	038-0211 青森県南津軽郡大鰐町大字大鰐字羽黒館5-3	100
20	田舎館村	038-1113 青森県南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻123-1	100
21	板柳町	038-3692 青森県北津軽郡板柳町大字板柳字土井239-3	100
22	鶴田町	038-3595 青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬200-1	100
23	中泊町	037-0392 青森県北津軽郡中泊町大字中里字紅葉坂209番地	100
24	野辺地町	039-3131 青森県上北郡野辺地町字野辺地123-1	100
25	七戸町	039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131-4	200
26	六戸町	039-2392 青森県上北郡六戸町大字犬落瀬字前谷地60	100
27	横浜町	039-4145 青森県上北郡横浜町字寺下35	50
28	東北町	039-2492 青森県上北郡東北町塔ノ沢山1-94 東北支所	200
29	六ヶ所村	039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附475	100
30	おいらせ町	039-2192 青森県上北郡おいらせ町中下田135-2	200
31	大間町	039-4601 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20番地4	50
32	東通村	039-4292 青森県下北郡東通村大字砂子又字沢内5-34	100
33	風間浦村	039-4502 青森県下北郡風間浦村大字易国間字大川目28-5	50
34	佐井村	039-4711 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20	50
35	三戸町	039-0198 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町43	100
36	五戸町	039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館21-1	200
37	田子町	039-0292 青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂平81	100
38	南部町	039-0595 青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山91-1	200
39	階上町	039-1201 青森県三戸郡階上町大字道仏字天当平1-87	100
40	新郷村	039-1801 青森県三戸郡新郷村大字戸来字風呂前10	50
合計			14,600